

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 上下水道局  
総務課、営業課、工務課、下水道課

令和6年3月7日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 小野 正明

同 藤野 博

# 監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

## 2 監査の対象

上下水道局各課（総務課、営業課、工務課、下水道課）の原則として令和4年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

## 3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努める。
- (2) 組織及び運営の合理化に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

## 4 監査の主な実施内容

監査に当たり、上下水道局長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 上下水道局の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	現金取扱事務	現金取扱事務について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

個別項目	総務課	行政財産の貸付けについて
		産業医について
		請負契約等におけるリスク回避の取り組みについて
	営業課	徴収等事務委託及び債権管理について
	下水道課	債権管理について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、上下水道局各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、各課事務室等において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

## 5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和5年11月17日から令和6年2月15日まで

## 6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

### (1) 共通項目

#### ア 備品の管理について（総務課、営業課、工務課、下水道課）

各課が所管する備品のうち、帳簿と現状が一致していないもの及び備品シールを貼付していないものが見受けられた。

別府市上下水道局備品取扱要綱に基づき備品の管理を適正に行われたい。

#### イ 現金取扱事務について（総務課）

地方公営企業法施行令第22条の5第1項に規定する出納取扱金融機関及び収納取

扱金融機関について行うべき公金の収納又は支払の事務及び預金の状況の検査を実施していなかった。

法令の規定に基づき適正に事務処理されたい。

## (2) 個別項目

### 行政財産の貸付けについて（総務課）

庁舎等に設置している自動販売機について行政財産の使用を許可し、別途契約を締結して料金を定めていた。許可は、行政庁が行う公法上の行政処分であり、契約は、双方の合意によって成立する私法上の行為であることから許可と契約が両立することはあり得ない。行政財産の使用許可であれば、使用料は、条例に定めた金額を徴収することとなるが、本件は、契約書において料金を定めていることから行政財産の貸付けであると解される。

行政財産の貸付けは、別府市上下水道局会計規程第100条の2において準用する別府市公有財産規則第34条第4項で、「普通財産の貸付け」の例によるとされている。法令等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、貸付期間を1年としているが、同条第1項第2号で貸付期間は「5年」を超えない期間とされていることから事務の省力化のためにも期間の延長を検討されたい。

なお、貸付けの相手方の選定は、別府市においては、別府市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第3条で「一般競争入札」によるとされており、自主財源の確保及び財産の有効活用に関する取組みを一層推進するためにも、公募による一般競争入札の実施について検討されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。